

国民健康保険に加入している出産予定の方へ
令和6年1月1日から

産前産後期間の保険税が 免除されます



出産予定の国民健康保険加入者に対して、産前産後期間の保険税の所得割額と均等割額が免除されます。免除にあたって、所得制限はありません。

免除期間

単胎妊娠の場合：出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月



多胎妊娠の場合：出産予定日（または出産日）が属する月の3月前から6か月



対象者

妊娠4か月（85日）以上の国民健康保険被保険者の方

※早産、死産、流産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。

免除対象

産前産後期間の国民健康保険税（所得割額、均等割額）

届出

- 出産予定日の6か月前から申請できます。
- 免除を受けるためには原則、国保年金課に届け出る必要があります。

※出産育児一時金を申請されている場合は、届出は不要です。



届出に必要なもの

- 母子健康手帳
- 産前産後期間に係る保険税軽減届出書（敦賀市ホームページから印刷できます）
- 世帯主、出産予定の方の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
- 届出者の身分がわかるもの（運転免許証等）

※出産後でも、届出することができます。

注意

- 保険税が免除された場合、払いすぎになった保険税は還付または充当されます。
- 保険税の賦課限度額上限に達している世帯は、免除後に再計算しても賦課限度額上限に達している場合、金額が変わらないことがあります。
- 出産予定月と実際の出産月が異なる場合、届出時点の出産予定月が基準となります。再度の提出は必要ありません。

届出先

敦賀市役所国保年金課 TEL（0770）22-8120

